

第3次千葉市食育推進計画について（概要）

第1章 計画策定にあたって P1～

【これまでの千葉市の食育推進】

市民一人ひとりが生活習慣病等を予防し、健全な食生活の実践を通じた健康づくりに取り組めるように、関係機関・団体等と連携・協働のもと食育を推進してきました。

【計画の位置づけ】

- ・食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画
- ・国の「第3次食育推進基本計画」、県の「第3次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上、本市の地域特性や実状を反映。本市の「健康増進計画」など関連計画との整合性も図り策定する。

【計画期間】 2019年度から2023年度までの5年間

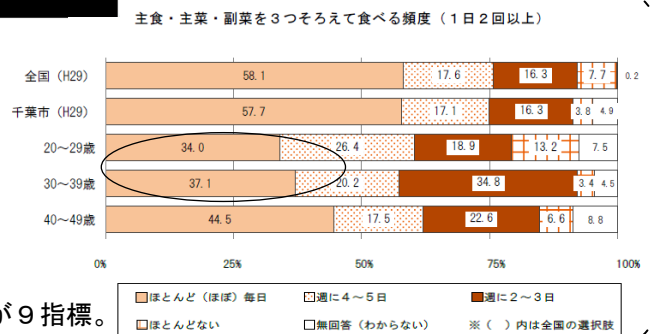
第2章 「食」をめぐる現状と課題 P7～

【食を取り巻く現状と課題】

- ・食育の関心の低下 ・肥満の増加
- ・栄養バランスの偏り
- ・野菜摂取量の不足 等

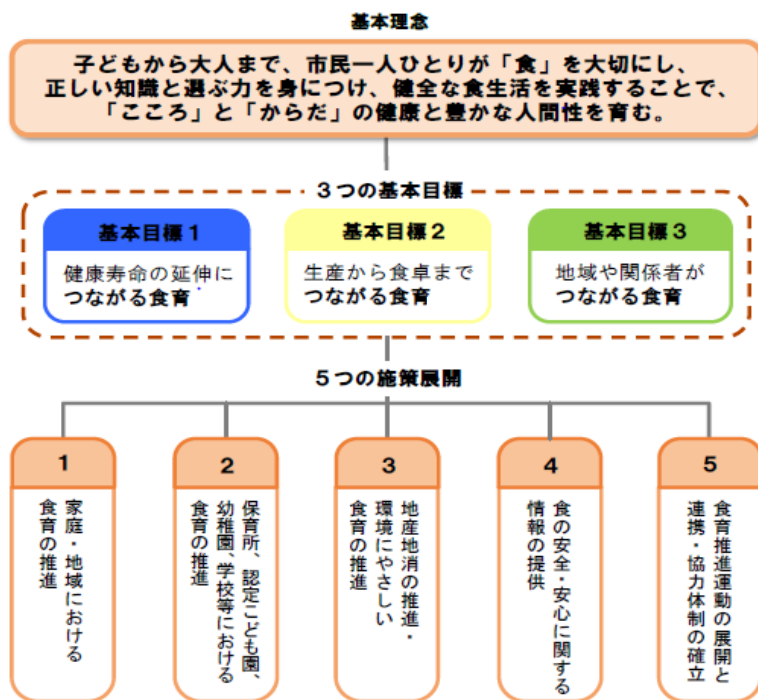
【2次計画の評価】

13項目35指標中、約2/3が改善、そのうち目標達成が9指標。



第3章 食育推進の方向性 P21～

【施策の体系】



【キーワード】「つながる食育」

【推進キャッチフレーズ（継続）】
「おいしいね、たのしいね、
たべるってだいじだね」

【数値目標】

①食育に関心のある市民の割合の増加	⑧野菜摂取量の増加
②共食の増加（朝食・夕食）	⑨よく噛んで味わうように心がけている人の割合の増加【変更】
③朝食を欠食する市民の割合の減少	⑩千葉市食生活改善推進員の増加
④肥満者の割合の減少	⑪学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合の増加（品目ベース）【変更】
⑤やせている人の割合の減少	⑫地産地消推進店登録店の増加【新規】
⑥生活習慣病予防・改善の取り組みの実践【変更】	⑬販売機会支援実施日数の増加【新規】
⑦主食・主菜・副菜を組み合わせた食事【新規】（※）	計 13項目

（※）若い世代（20歳代、30歳代）を対象にした指標を新規で追加

基本目標 1 基本目標 3

1 家庭・地域における食育の推進 (P31～)

項目	主な取り組み
1 楽しく食べることの推進、望ましい食習慣と知識の習得	朝ごはんをとることの普及啓発、若年者を対象とした食育の推進、災害等の非常時に備えた食に関する普及啓発 等
2 妊産婦と乳幼児等への食育の推進	離乳食教室、乳幼児健康診査、【新規】産後ケア事業 等
3 健康づくりのための食育の推進	栄養相談、健康教育・相談 等
4 高齢期における食育の推進	介護予防教育・相談の実施、【新規】地域支え合い型通所支援、高齢者の低栄養防止事業 等
5 歯科保健活動における食育の推進	ヘルシーカムカムの開催、乳幼児期の噛む力・飲み込む力の育成 等
6 地域における「食」を学ぶ機会の充実	食生活改善推進員による地区組織活動支援、公民館等での食育講座 等
7 食品関連事業者等と連携した食育の推進	栄養情報提供店の普及、給食施設指導 等

基本目標 2 基本目標 3

2 保育所・認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進 (P40～)

項目	主な取り組み
1 保育活動や教育活動を通じた食育の推進	食育計画の作成、保育を通じた食育活動、食に関する指導(授業) 等
2 指導体制の充実	職員研修の充実
3 給食を通じた食育の充実	特色ある保育所・認定こども園等給食、市内産農産物を導入した学校給食の実施 職員への地場農産物に関する理解向上 等
4 農業体験や食品の調理等の体験活動の推進	栽培・収穫体験、クッキング保育(調理体験)、農業体験 等
5 保護者への普及啓発、地域との連携	食育だよりなどを通じた情報提供、【新規】「地産地消」学校給食の試食会開催 等

基本目標 2 基本目標 3

3 地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進 (P47～)

項目	主な取り組み
1 市内産農畜産物への理解と促進	消費者への「農育」の実施、生産者による出張事業 等
2 地産地消の推進	千葉市産農産物の見える化、給食への市内産農畜産物の導入 等
3 生産者と消費者との交流と体験活動の促進	農業体験の参加・利用の促進
4 地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及	郷土料理の普及啓発、伝統野菜の継承 等
5 環境にやさしい食育の推進	3R教育・学習の推進、【新規】学校における食品ロス削減の啓発、【新規】食品ロス削減に係る周知啓発の実施 等

基本目標 2

4 食の安全・安心に関する情報の提供 (P52～)

項目	主な取り組み
1 食品の安全性に関する情報の提供	食品衛生に関する講習会の実施、ホームページ等による情報提供、【新規】ちばし消費者応援団、【新規】食品表示法に基づく食品の表示指導 等

基本目標 3

5 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立 (P54～)

項目	主な取り組み
1 食育推進運動の展開	食育のつどい、市民健康づくり大会、食育総合ホームページの充実 等
2 関係機関・団体等との連携・協力体制の確立	地域食生活連絡会、地域・職域連携推進事業 等
3 食育推進に関わる人材の育成・支援	食生活改善推進員等の養成・育成 等

第5章 ライフステージに応じた食育の推進 P57

市民一人ひとりがその世代に応じた食習慣を身につけ、実践するためのライフステージ別の行動指針。

第6章 計画の推進にあたって P63

家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者等、食に関わる関係機関・ボランティア団体等の連携・協働により計画を推進。